

横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金交付実施要領

この要領は、横須賀市スポーツ選手応援事業活動奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 奨励金の分配方法等については以下のとおりとする。なお、分配にあたり余剰金が発生する場合は、スポーツで夢をかなえる基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

寄附等種類		寄附等分配方法	奨励金お渡し時期
企業版 ふるさと納税	選手指定あり	全額指定選手へ	当該年度 年2回お渡し (10月、翌年4月)
	選手指定なし	全額対象選手に均等分配	当該年度（翌年4月） にお渡し
指定寄附	選手指定あり	全額指定選手へ	当該年度 年2回お渡し (10月、翌年4月)
	選手指定なし	対象選手に均等分配 (下記一般財源等と合わせて 1人あたり年間上限100万円)	当該年度（翌年4月） にお渡し 余剰金は基金に積み立て
一般財源等	選手指定なし	対象選手に均等分配 (上記指定寄附と合わせて 1人あたり年間上限100万円)	当該年度（翌年4月） にお渡し

※分配金額は1万円単位とする。

※均等分配にあたって1万円未満の端数が生じた場合は、1万円単位に切り上げて交付することとし、端数の切り上げによる不足分は、一般財源等から補填する。

※選手指定ありの寄附における奨励金お渡し時期については、選手に特段の事情がある場合はこの限りではない。

- 2 市は、寄附金の有無にかかわらず、毎会計年度の歳出予算（スポーツ選手応援事業）に計上するよう努める。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。